

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名： 生活安全
施策番号： 09 - 01

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	01	防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
担当当局		危機管理安全局			

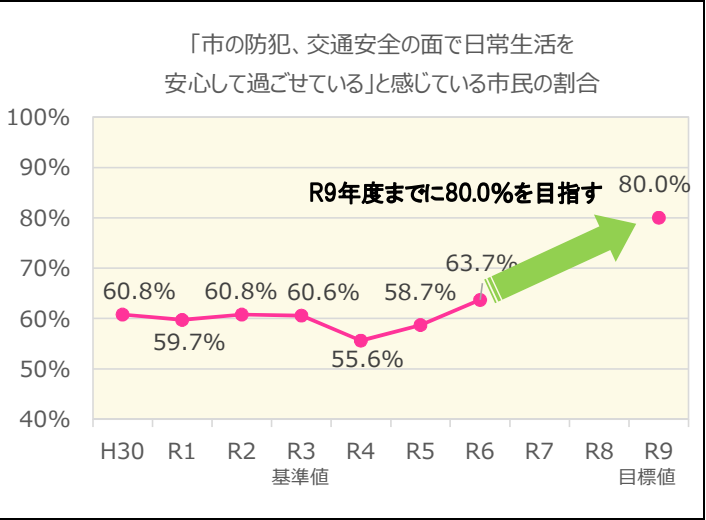
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
							R2	R3	R4	R5	R6
A	「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	↑	60.6	%	80.0		60.8	60.6	55.6	58.7	63.7
B	市内の刑法犯認知件数	↓	3,837	件	2,817		4,384	3,837	4,362	5,053	4,717 (速報値)
C	市内の特殊詐欺認知件数	↓	102	件	72		93	102	113	94	86 (速報値)
D	市内の自転車関連事故認知件数	↓	549	件	265		512	549	485	494	461
E	市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	82.6	%	90.0		89.3	82.6	81.0	80.9	89.4

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	町会灯電気代支援事業の実施(町会灯助成事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】(目標指標A・B・C) (目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。 ①<<暴力団排除活動の推進>>改正暴力団排除条例を周知するため、ホームページや市報、商工会議所の会報誌への掲載や尼崎市民大会での講演会、尼崎社交飲食組合加盟店へのポスター掲示を行った。また、暴力団排除活動推進会議を開催し、暴力団情勢等について関係機関と意見交換を行った。 ②<<自転車盗難対策>>駅周辺に7台の防犯カメラを増設した。夏季には青色防犯パトロールや学生へのチラシを配布し、8月には駅前夜間パトロールを実施した結果、令和6年自転車盗難認知件数は98件減少し、1,462件となった。 ③<<特殊詐欺対策>>自動録音機能付電話機等購入補助を941台実施した。 ④<<犯罪被害者支援制度の見直し>>制度の検証を行うため、国や県・他市の調査を行う他、支援団体や被害者支援センター等から意見聴取を行った。 ⑤<<町会灯助成事業について>>令和4年度から3か年目となるLED化更新工事への助成は計26町会・84灯へ実施し、令和5年度から2か年目となる町会灯の電気代支援事業については、49町会・179灯の支援を実施した。また、一部の町会に対し、直接電話で意向確認するなど申請を促す働きかけを行った。	
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】(目標指標A・D) (目的)警察をはじめ、様々な関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全指導等の取組を実施することで、交通事故の防止を図る。 ⑥<<交通安全教室やキャンペーン等による交通安全啓発>>警察と共に交通安全教室や啓発キャンペーンを実施するなど、事故防止の啓発に取り組み、自転車関連事故件数は461件で前年に比べ33件の減となった。重点地区においては自転車適正利用指導を116回行うとともに、中央地域課と連携し自転車教室等を4回開催した。 ⑥就労世代や高齢者への交通安全教育推進のため、地域課と連携し、各イベントで教室を開催した結果、9回の開催で1,086人の参加があった。 ⑥自転車の交通違反に対する反則通告制度(所謂「青切符」)の導入を見据え、同制度の情報及び交通ルールをまとめた「自転車ルールブック」を新たに作成・配布した。(20,000部) ⑦<<通学路安全対策>>令和5年度までに各学校から要望を受け、路肩カラー化や防護柵設置などの対策が必要な21件のうち、検討に時間を要する等の理由で未完了の3件を除く18件が完了した。また、令和6年度も各学校から要望を受け、対策が必要な箇所洗い出しを行い、4件を先行対応した。	
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】(目標指標E) (目的)成年年齢が引き下げられたことによる若年者などの消費生活相談の増加や、デジタル化の進展に伴うサービスの多様化による新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に対応した消費生活相談を実施する。 ⑧<<消費者啓発>>国が設置しているFAQシステム等へリンクしている本市ホームページの視認性の向上を図るとともに、消費者がより親しみを持てるようイラストや写真を掲載する工夫を図った。また、各種講座や街頭キャンペーンについては、休日や平日の時間外にも実施するなど、若年者や就労者にアプローチしやすい工夫した。	
【旧かんなみ新地に係る取組について】(目標指標A) (目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。 ⑨<<旧かんなみ新地に係る取組について>> 土地建物の取得については、37区画中36区画(97%)、通路部分(共有地)については、36分の35(97%)の取得を完了した。	
①市内に暴力団事務所は無くなったものの、いまだに特定抗争警戒区域にも指定されており、警察や関係団体等と協力して暴力団排除に取り組む必要がある。 ②体感治安向上のため、刑法犯認知件数の約3割を占める自転車盗難認知件数を減少させる必要があり、各種パトロールのほか、重層的な対策を引き続き講じていく必要がある。 ②近隣他都市と比較し、本市の防犯カメラが少ないことから、これに対する分析や効果検証を行う必要がある。 ③啓発等に取り組み、被害件数の減少に努める必要がある。 ④近年、国や県の支援制度が見直される中、本市においても犯罪被害者支援の充実が求められている。 ⑤両事業ともに町会側の意向や考え方が把握しきれないことから、潜在的な需要に応じられない可能性がある。また、会長の交代で周知が十分に行き届かないことが考えられる。	
⑥反則通告制度が令和8年度から開始されることから、継続的に交通安全対策を行う必要がある。 ⑥自転車関連事故件数は減少したものの、人身事故に対する自転車関連事故が占める件数は約4割と依然として高く、また、重点地区における自転車関連事故件数は増加したことから、重点地区での取組を見直す必要がある。 ⑥令和8年度開始の反則通告制度の詳細について情報収集し、自転車ルールブック等の情報を更新するとともに、交通安全教室や啓発キャンペーン等の際に、制度及び交通ルールの周知を行う必要がある。 ⑦対策予定箇所には、検討に時間を要する箇所もあるため、鋭意対策方針の検討を図りつつ交通安全対策を継続的に行う必要がある。	
⑨地域から建物が残存していることで、空き家状態の長期化に伴う治安悪化への懸念等の声があることから、残り1区画の取得に向けて交渉等を継続し、取得済の建物については、解体可能な区画から早期に解体を進める必要がある。	

令和7年度の取組	
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】 ①暴力団排除活動推進会議を開催し、警察や関係団体等と情報共有を行い、引き続き連携していく。また、飲食店等に啓発用グッズを配布し周知啓発を行う。 ②被害者のみならず加害者向けの啓発や各種パトロールを実施する他、本市防犯カメラや民間防犯カメラの設置・運用など、官民連携により犯罪抑止と体感治安向上を図る。 ②多くの防犯カメラを設置した近隣他都市の街頭犯罪防止効果の検証を進め、設置箇所や台数について効果的な配置を検討していく。 ③特殊詐欺発生時にATM設置の金融機関等に注意喚起を促す他、啓発や出前講座を通じ、市民の防犯意識の向上を図る。 ④関係機関からなるワンストップサービスの窓口のひとつとして参画し、生活支援の各種施策に必要な手続の案内や各種行政サービスを提供していく。 ④犯罪被害者に求められる支援策のニーズを把握し、支援内容の見直しを図る。 ⑤前年度に引き続き、町会灯のLED化更新工事への助成及び電気代の支援を進めるとともに、意向の確認がとれていない町会に直接電話で確認するなど、制度の周知に取り組む。	
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】 ⑥交通安全対策については、これまでの取組に加え、令和8年度開始の反則通告制度の周知・啓発を合わせて実施していく。 ⑥令和7年度も中央地区を重点地区とし、中央地域課と連携しながら取り組む。 ⑥反則通告制度の詳細把握後、速やかに制度の周知を行えるよう、自転車ルールブックの活用をはじめ、イベント時の交通安全教室の開催や事業者に対する交通安全教育の推進等に取り組む。 ⑦令和6年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所24件の内、未完了箇所20件を着実に実施していく。	
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】 ⑧市民が主体的に判断して適切に行動し、自身で被害を未然に防止できる消費者となるための情報収集や学習を支援するため、新社会人や新大学生を対象とした啓発講座などに重点的に取り組むとともに、引き続き、市民の情報収集等の意欲を引き出せるよう啓発・発信内容の充実を図る。	
【旧かんなみ新地に係る取組について】 ⑨未取得の1区画については、引き続き権利者からの交渉を継続するほか、取得後の建物についても、未取得区画の交渉状況を踏まえつつ、まずは、解体可能な区画から部分解体を進め、地域の不安解消と通学路を含めた環境改善につなげる。	
主要事業の提案につながる項目	

6 評価結果

評価と取組方針
・暴力団排除に向けては、暴力団排除条例の改正を行うなどの取組を進めてきており、今後も引き続き警察や関係団体等と連携し、条例の周知等、徹底した暴力団排除に取り組んでいく。
・防犯カメラの設置については、犯罪認知件数との関連を分析した上で、他都市の取組状況を踏まえ、本市における今後の設置方針について整理を行う。
・近年の犯罪種別の動向を踏まえ、市民の体感治安に係る不安要素について地域の声も聞く中で、効果的な防犯対策の手法について検討していく。
・犯罪被害者支援については、各種課題等を踏まえ、より被害者に寄り添った支援ができるよう、関係団体との連携体制の構築も含め、支援制度の改善・充実を図る。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名： 生活安全
施策番号： 09 - 02

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	02	自転車のまちづくりの推進
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
	方向				R2	R3	R4	R5	R6	
A	「市において自転車のまちづくりが進んで きている」と感じている市民の割合	↑	41.5	%	60.7	—	41.5	41.8	50.4	50.6
B	ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新 規ユーザー数	↑	21,231	人	42,462	14,192	21,231	27,041	24,175	23,108
C	自転車走行環境の整備割合	↑	26.9	%	59.2	23.1	26.9	30.1	33.8	37.0
D	市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	83	台	62	131	83	94	132	103
E										

※目標指標Bは、令和5年度から集計システムの仕様変更に伴い、同一ユーザーの複数媒体利用時の重複カウントを排除する等、集計方法を変更している。

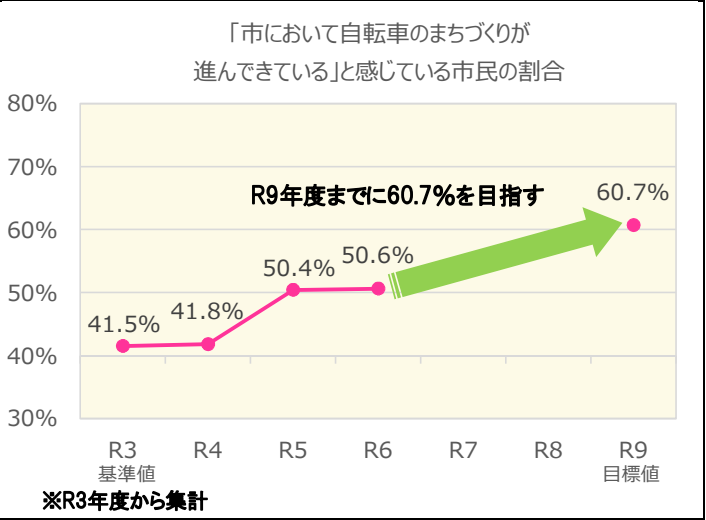
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】(目標指標A・B) (目的)「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち”あまがさき”を目指す。	
①《ポータルサイトの充実による情報発信》新規ユーザーの獲得に向け、交通安全のリーフレットや市民まつり、自転車安全運転の日キャンペーンで配布したチラシで二次元コードから誘導を図ったことにより、当該サイトへの新規ユーザー数は23,108人となった。 ②《自転車のまちづくり推進計画の改定》自転車のまちづくり推進計画の改定に向けて、庁内連携会議と自転車のまちづくり推進協議会をそれぞれ2回開催した。令和8年度からの国の自転車活用推進計画の改定内容やシェアサイクル事業者との新たな協定内容等も踏まえる必要があることから、当該計画の改定を令和8年度に行うこととした。 ③《シェアサイクル事業の推進》サイクルポートを新たに43か所(公共用地32か所、民有地11か所)追加し、計156か所となった。令和6年度の利用回数は約20万3千回であり、前年度(約10万6千回)のおおむね2倍のペースで推移している。 ③シェアサイクル事業について、令和5年度に策定された総合交通計画との整合を図るとともに、現在の利用状況や事業効果を踏まえながら、関係課と今後のシェアサイクル事業の拡大に向けた取組方について検討を行った。	①本市の自転車のまちづくりに関する取組状況の周知を図るため、ポータルサイトの新規ユーザー及びリピーターの獲得するために、当該サイトの更なる周知と自転車に関する様々なコンテンツの充実等について検討していく必要がある。 ②自転車のまちづくり推進計画の改定に向け、国の自転車活用推進計画改定の動向を注視するとともに、データに基づく計画にするため、各種アンケートデータ(総合交通計画策定時のアンケート(令和5年度)やまちづくりアンケート、シェアサイクルアンケート)を分析する必要がある。 ③シェアサイクル事業における公共用地等の使用料については、協定書に基づき、事業者の採算確保ができていない状況を踏まえ、現在は徴収していない。 ③次期協定期間の選定に向け、現在の利用状況やアンケート結果を踏まえ、本市のシェアサイクル事業の目的や必要性を再整理する必要がある。
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】(目標指標A・C) (目的)安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。	
④《自転車走行環境の整備》自転車ネットワーク路線に位置付けている道路(近松線や阪神本線付属街路3号線等)の路肩に自転車レーンや矢羽根型の路面標示を行い、また補完路線(七松線)の歩道に利用者の通行ルールを示すシールの設置など、合計2.80kmの整備を行った。	④県などの関係機関の整備進捗を踏まえ、自転車ネットワークに位置付けている路線の効果的な整備を進める必要がある。
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】(目標指標A) (目的)老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。	
⑤《駐輪場の老朽化対策の推進》指定管理者と協議の上、小規模な修繕を実施し、施設の維持に努めた。また、計画的な改修や適切な維持管理に向け、市立駐輪場の今後について課題整理を行った。	⑤老朽化が進んでいる市立駐輪場施設については、今後、施設整備方針を取りまとめ、計画的な改修や修繕並びに機能更新を行う必要がある。
【迷惑駐輪対策の推進】(目標指標D) (目的)当該地域を通路路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。	
⑥《迷惑駐輪対策の推進》平日以外(土日祝日)に撤去を実施したほか、これまで実施していなかった夕方(16時頃)に撤去を実施するなど、駅周辺の店舗等利用者に対する放置自転車対策に努めた。また、商業施設等の民有地内で発生している迷惑駐輪に対しては、民有地の管理者に助言を行い、改善に努めた。	⑥放置自転車の減少が見られるものの、店舗前等に依然として一定数の迷惑駐輪が発生しているため、より効果的な撤去や啓発を行う必要がある。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	駅周辺放置自転車対策事業の効率化
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・シェアサイクルについては、ポート数の拡大に伴い利用回数が大幅に増加しており、一定市民の移動に関する利便性向上につながっていると考えられる。現行の事業協定期間が今年度末で終了することから、これまでの事業実績を検証する中で、より一層市民が利用しやすい事業となるよう、次期協定に向けて検討を行う。
・さらに、不法駐輪対策や観光施策への活用など、多角的な視点で相乗効果が得られるよう、関係部局間で連携しながら検討を進めていく。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名： 生活安全
施策番号： 09 - 03

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	03	ルール遵守やマナー向上
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合	↑	56.3	%	75.9	—	56.3	62.2	65.6	65.7
B	歩きタバコを禁止する条例の認知度	↑	43.9	%	100	35.7	43.9	55.8	60.3	67.5
C	駅周辺に喫煙所を設置した駅数	↑	3	駅	13	3	3	4	5	6
D	資源物の持ち去りを禁止する条例の認知度	↑	—	%	100	—	—	46.8	55.3	54.0
E	市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っている人の割合	↓	6.3	%	0.0	—	6.3	5.6	6.5	14.9

※目標指標Eの令和3年度実績値は、JR尼崎駅で実施した調査の結果である。

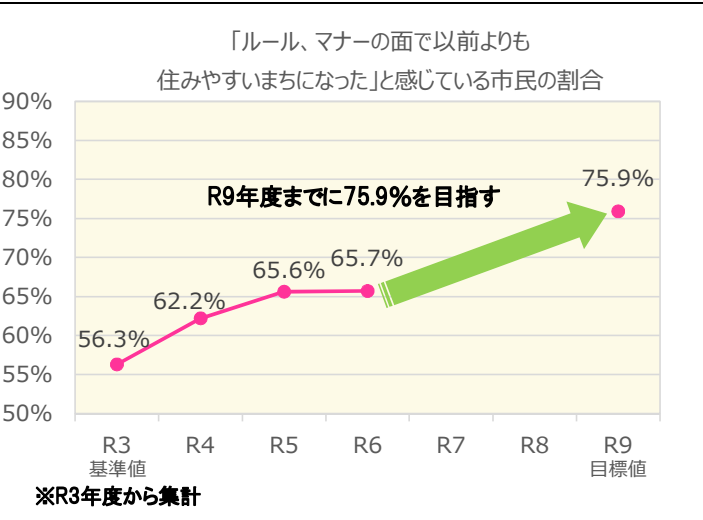
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】(目標指標A) (目的)現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。 ①<マナー向上に関する啓発>関係部局と協働で、ポイ捨てや喫煙、自転車マナーの意識向上を併せて行う「Goodマナー＆クリーンキャンペーン」を実施したほか、マナーに関する苦情では、関係部局に取り次ぎ連携して対応した。また、地域住民が参加する各地域課のプラットフォームにも参加し、マナーに関する地域の課題を把握する中で、市民まつりや各地区まつりなどにおいて、マナー向上シンボルマークを活用しながら、啓発キャンペーン等を実施した。 ②<SNS活用による啓発>広報課と連携のもと、たばこに関する取組を紹介する啓発動画を作成し、市公式YouTubeに公開した。	①マナー向上の意識醸成は一朝一夕には困難であるため、マナー向上に関する周知啓発を粘り強く継続的に行っていく必要がある。 ①ルール・マナーの面で以前よりも住みやすいまちになったと感じている人の割合が、令和3年度以降上昇しているものの直近では鈍化している。
【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】(目標指標A・B・C) (目的)歩きタバコの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。 ③<たばこ対策推進条例の改正>不特定多数の市民等が多く集まる駅周辺の路上喫煙禁止区域において、望まない受動喫煙と、身体や財産への被害の防止策を強化するため、禁止区域内の条例違反者に対する罰則(過料徴収)等の規定を新たに追加し、たばこ対策推進条例の改正を行った。 ④<市職員による対面指導の実施>令和6年6月より、たばこ対策指導員による巡回指導を開始し、約200回の指導を実施し、約1,900人の方に対して対面指導を行ったほか、公用車による音声啓発パトロールを実施した。 ⑤<路上喫煙禁止区域等の周知啓発>路上喫煙禁止区域内に、新たに立て看板(10基)及び路面シール(188枚)を増設した。また、同区域内において、駅構内へのシートポスター設置やデッキ柱へのシートポスター設置、さらには、啓発ポスターや横断幕設置などにより、路上喫煙禁止区域や過料徴収の周知啓発を行った。過料徴収の開始に向けては、駅周辺での啓発ティッシュの配布や社会福祉協議会や商工会議所を通じた啓発チラシの配布、鉄道事業者と協働での啓発キャンペーンの実施など、様々な方法で市民への周知を図った。 ⑥<路上喫煙禁止区域の指定>地域や鉄道事業者等と連携し、令和6年度は新たに市内5駅(阪神大物駅・阪神尼崎センタープール前駅・阪神杭瀬駅・JR猪名寺駅・阪急園田駅)周辺を路上喫煙禁止区域に指定した。	③④⑤令和6年度に路上喫煙禁止区域に指定した5駅については、まだ認知度が低く、同禁止区域の指定やたばこ対策推進条例の改正に伴う過料徴収の実施について、引き続き、周知啓発を行っていく必要がある。 ⑤路上喫煙禁止区域の周知について、立て看板・路面シール等を増設したが、令和7年度からの過料徴収の実施にあたっては、それらの増設について検証する必要がある。 ⑥市内鉄道駅の周辺で路上喫煙禁止区域を指定していないエリアは、禁止区域の指定を目指し、引き続き取り組む必要がある。
【廃棄物に関するルール遵守の推進】(目標指標A・D) (目的)一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。 ⑦<資源物の持ち取り対策>市民からの通報等をもとにパトロールを129回実施し、延べ199人に指導書、延べ16人に催告書を交付する一方で、行為者への福祉の支援を強化するため、重層的支援推進担当との合同で、アウトリーチを意識した指導を行った。また、度重なる指導に従わない者8人を対象として、命令・告発に向けた協議を警察と行った。 ⑧<ポイ捨て防止及び清掃活動>関係部局と協働で、「Goodマナー＆クリーンキャンペーン」を新たに阪急園田駅前で行うなど計6か所の駅前で実施し、延べ717人が参加したほか、まちなみ美化に取り組む登録団体であるクリーンフェローが、登録方法の簡素化や各種イベント時の参加企業へのアプローチ等により19団体から77団体と大幅に増加した。	⑦資源物(アルミ缶)の売却量は条例施行前と比較して約1.5倍となっており、啓発の効果が見られるものの、条例の認知度は上がっておらず、また、依然として継続する持ち取り行為者がいる。 ⑧クリーンフェローが大幅に増加するなど、まちをきれいにする活動の機運も高まりつつあるが、更にごみのポイ捨てを減らしていくためには、まちなみ美化に対する意識を向上させる必要がある。
【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】(目標指標A・E) (目的)交通安全教室や交通安全運動等を実施することで、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図り、交通安全意識を醸成する。 ⑨<交通安全教室やキャンペーン等による交通安全啓発>道路交通法などの法令遵守を中心とした交通安全教室を301回実施し20,763人が参加した。 ⑩<歩きスマホ抑止対策>民間事業者が実施したアンケートで、年々歩きスマホに対する危険意識が低下しているという調査結果があることなどから、令和6年度は主要駅で歩きスマホの危険性を訴求することを重視した啓発を行った。	⑨地域課及び市民運動推進協議会とは一定の連携が図れたものの、更なる就労世代や高齢者に対する交通安全教育の推進が必要である。 ⑩歩きスマホには法的罰則もないことから、指導することは難しく、また、年々歩きスマホが危険であるという意識が希薄になっている傾向にある。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	受動喫煙対策等の強化(過料徴収の実施)(たばこ対策推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	マナー向上の取組の実施(マナー向上推進事業)
2	たばこ対策推進事業
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	マナー向上のための取組の実施(マナー向上推進事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・路上喫煙禁止区域については、今年度から開始した過料徴収実績や喫煙状況を分析し、その結果を踏まえ、残る未指定エリアの追加指定や、市民への様々な手法を用いた効果的な周知など、受動喫煙等の防止に向け取組を強化していく。 ・また、民間の団体が一定の公共性を持った喫煙所を設置する場合においては、適切な場所・形態で設置されるよう、関係部局で連携し各種法令等による規制や設置基準等の周知を行うとともに、ケースごとに必要に応じた支援を行っていく。

主要事業の提案につながる項目

--